

[研究ノート]

関税法等違反事件についての模擬裁判

大久保 輝

- 一 はじめに
- 二 当初参考にしようとした判例について
- 三 参考判例
- 四 関税法等違反事件についての模擬裁判
- 五 関税法等違反事件についての模擬裁判で明らかになった問題点
- 六 むすびにかえて

一 はじめに

筆者は、本学で2012年度以降模擬裁判を実施している。2013年度以降は基礎演習Ⅱという2年次のゼミナールの演習テーマを模擬裁判とし、ほぼ継続して模擬裁判を実施している⁽¹⁾。ここ数年は、前期に台本を1本作り、夏合宿で3年次専門演習Ⅰ・4年次専門演習Ⅱのゼミ生を前に模擬裁判を実施し、後期に台本を1本作り、年度最後のゼミで模擬裁判を実施するという形が定着していた。

ところが、2020年度は、世界中がコロナ禍に見舞われ、本学においても前期が全て遠隔授業となり、後期も一部対面授業実施とはいいながら殆どが遠隔授業となってしまった。筆者の基礎演習Ⅱも、前期の対面授業が叶

わず、演習の進み具合が大幅に遅れてしまった。また、模擬裁判を実施すべき合宿も中止となってしまった。さらに、後期も9月から10月は遠隔での演習になった上に、台本作成の参考する候補となる判例をゼミ生が図書館で調べることも、当初はできなかった。

そんな中で、やっと完成させた台本が、「箱の中身は金塊チョコレートではなく金塊」という関税法・消費税法・地方税法違反事件の模擬裁判であり、2021年1月21日の基礎演習Ⅱの時間に実施したものである。この事件は、単なる密輸事件ではなく、第三者所有物の密輸事件であり、刑法や刑事訴訟法といった刑事法や、関税法・消費税法・地方税法といった税法のみならず、民法や憲法にも論点が広がり、横断的に法学を検討する必要がある事件である。

本稿は、この関税法等違反事件に関する模擬裁判についてのものである。

二 当初参考にしようとした判例について

例年、模擬裁判の参考判例の候補になる判例は、基礎演習Ⅱのゼミ生が図書館に入って、グループ学習室やラーニングルームで、直近2年程度の判例時報や判例タイムズの中から探している。ところが、2020年11月まで学生が図書館に入館することもできなかったため、学生が判例時報や判例タイムズを参照することすらできなかった。そこで筆者は、判例時報や判例タイムズの目次から、直近2年の判例の目録を作成し、ゼミ生に配布し、候補となる判例を決めることにした。

なお、候補となる判例を決めることにした後期第1回目の基礎演習Ⅱのゼミナールは、2020年9月25日であったが、この時点で基礎演習Ⅱの対面授業は認められておらず、遠隔授業で行った。

上記の結果、覚せい剤密輸事件に関する大阪高判平成30年5月25日⁽²⁾を参考判例とすることとした。判例タイムズの目次によると、この事件は、

「営利目的で覚せい剤をスーツケースに隠匿して日本国内に持ち込もうとしたが税関で発見された事案において、隠匿物は金塊であると認識していたとの被告人の弁解は、未必的な認識の限度では排斥できないとしながらも、覚せい剤営利目的輸入罪の故意を認めた事例」である。税金逃れのための金塊密輸の故意なのか、禁制品である覚せい剤密輸の故意なのかという点で、刑法の故意論や錯誤論として興味深い判例である。

しかし、この判例を参考判例として、筆者の2年次基礎演習Ⅱのゼミナールで模擬裁判を実施するには困難があった。刑事法を専門としない筆者が、刑法の故意論や錯誤論を十分に理解した上で、模擬裁判の台本作成を指導することに困難があったのもそうであるが、それ以上に、覚せい剤密輸事件が裁判員裁判対象事件であることが障壁になった。すなわち、裁判員裁判であると、裁判官3名と裁判員6名で判決を決めていくことになるが、これだけでも9名の人員が必要である。模擬裁判員裁判をするとすると、このほかに、検察官、弁護士、被告人が最低限必要となる。ところが、2020年度の基礎演習Ⅱのゼミ生は10名であった。筆者の歴代のゼミの中でも10名は2番目に多い方であるが、それでも、模擬裁判員裁判を実施するのは困難というより不可能であった。

三 参考判例

そこで、覚せい剤密輸事件を希望したゼミ生の意向を尊重しつつ、「覚せい剤」を別のものにして、筆者が類似事件を探すこととした。その結果、模擬裁判の参考とすることにしたのは、大阪高等裁判所平成29年6月8日判決である⁽³⁾。

1 事実の概要

被告人2名は、A、B、C、D、E、F、G及び氏名不詳者らと共謀の上、金地金及び腕時計を不正に輸入し、これに対する消費税及び地方消費税を

免れようと考えた。

平成27年2月14日、香港国際空港において、D、E、F及びHは、黒色布袋内の段ボール箱に隠匿した金地金合計130kg（課税価格合計6億389万3558円相当）及び腕時計586個（課税価格合計4億6250万4439円）を、キャセイパシフィック航空第502便に機内預託手荷物として搭載した。同便は、前記金地金及び腕時計を搭載したまま、香港国際空港を出発し、関西国際空港に到着した。

関西国際空港内大阪税関関西空港税関支署旅具検査場にて、被告人兩名は、情を知らない同税関支署職員を介して、通関に関する税関長の権限の委託を受けた同税関支署長に対し、前記金地金及び腕時計を輸入する事実を秘して、輸入する貨物は全て化粧品である旨の虚偽の輸入及び納税申告を行った。こうして、税関長の許可を受けずに前記金地金及び腕時計を輸入しようとし、また、不正の行為により消費税6743万4800円及び地方消費税1819万6600円を免れようとした。しかし、同税関支署職員に発見されたため、いずれもその目的を遂げなかった。

被告人兩名は、原審第1回公判期日において、公訴事実を全て認めた。そして、第2回公判期日までに、検察官から請求のあった証拠については全て被告人らの同意に基づいて取り調べられ、弁護側立証も終了している。

一方、参加人は、原審第1回公判期日後に、被告人らが密輸入しようとした金地金及び腕時計の所有者であるとして、「刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法」に基づく参加申立てを行った。参加人側は、没収対象物が記載された参加人宛のインヴォイスを証拠として提出したうえで、「没収対象物の実質的所有者に対する捜査は尽くされておらず、被告人兩名らと参加人の共犯関係は立証されていない」と主張している。

2 大阪地方裁判所堺支部判決

大阪地方裁判所堺支部は、被告人兩名をそれぞれ、懲役2年及び罰金80万円、懲役2年6月及び罰金250万円としつつ、懲役刑について、それぞれ4年間、5年間の執行猶予としている。なお、前記金地金と腕時計を没収するとしている。没収する理由として、次のように述べている。

「本件を含む一連の密輸入は、香港側業者と配送先等との取引の中で継続的に行われたものであり、上位者グループに密輸入を依頼し、実際にその物品を密輸入の過程に置いたのも香港側業者であるし、上位者グループと報酬の取り決めをし、これを支払うのも香港側業者であることに照らせば、密輸入品の実質的な所有者は、これを実質的に支配し利益が帰属するところの香港側業者ないし香港側業者に密輸入を依頼した荷主であるとみるのが相当であり、これらの者は密輸入の共犯者に当たるといえる」として、没収対象物は刑法19条2項本文の「犯人以外の者に属しない物」に当たるとしている。

なお、「仮にこれらの者の背後に所有権を主張する者がいたとしても、それは、摘発後に没収を免れようとして後付けの主張をする者か、実質的な所有者が介在させたわら人形であり実質的な所有者と同視すべき者というべきである」としている。

3 大阪高等裁判所判決

大阪地方裁判所堺支部判決に対しては、「本件没収対象物件の所有者は参加人であり、かつ、参加人は善意の所有者であって上記罪の共犯者ではないから、原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認がある」として、参加人のみが控訴している。

大阪高等裁判所は、原判決のうち、没収の部分を破棄し、没収しないこととしている。その理由を次のように述べている。

「金地金や腕時計は、それ自体は禁制品ではなく、所有することや取引をすることが禁じられているわけではないし、正規の手續に従えば、輸出

入することが可能なものであるから、それが密輸ルートに乗った場合であっても、そのような事態に至る経緯については、所有者が、それと知りながら、密輸のルートに乗せた場合以外にも、例えば、①所有者が、正規の業者を装った密輸業者にだまされて輸出手続を依頼した場合、②所有者が輸出を依頼した業者が更に密輸業者に輸出手続を依頼した場合、③窃盗等犯罪行為によって所有者から占有を奪われた品物が密輸業者に持ち込まれた場合等、様々な場合が想定できる。金地金や腕時計というような物品については、それが密輸に供されたという事実だけから、不正な犯罪組織の所有に係る物であると推認することはできず、そのような認定をするためには、やはり、その物の、本件に即していえば、香港における本件没収対象物件の調達状況等が明らかになる必要がある。」

「ところが、本件においては、これに資するような事情はほとんど明らかになっていない。本件においては、本件没収対象物件が犯人以外の者に属さない物であることについての証明が十分でなく、密輸に関与している者以外の者がその所有権を有している可能性を否定することは困難である。」

「原判決は、・・・密輸入品の実質的所有者は、これを実質的に支配し利益が帰属する香港側業者ないし香港側業者に密輸入を依頼した荷主と見るのが相当である旨判示しているが、その判断は、上記①ないし③の可能性を全く検討していないもので、不合理なものといわざるを得ない。」

「その他、本件没収対象物件について没収を求刑した原審検察官の主張を踏まえて検討しても、上記①ないし③の可能性を排し、本件没収対象物件が「犯人以外の者に属しない物」であることを証明するに足りる証拠や事実関係は見当たらない。」

四 関税法等違反事件についての模擬裁判

関税法等違反事件についての模擬裁判を行うにあたって、上記大阪高等

裁判所平成29年6月8日判決を参考にしつつも、様々な工夫を行っている。

1 事案の簡略化

参考判例の事案は、被告人2名は、A、B、C、D、E、F、G及び氏名不詳者らと共謀して、輸入する貨物は全て化粧品であると偽って、金地金及び腕時計を不正に輸入し、これに対する消費税及び地方消費税を免れようとしたものである。

模擬裁判では、事案を簡略化するため、被告人を、輸入業者社長と実際に運んだ者の2名とし、多数の者との共謀の部分は省略した。また、消費税額等の計算を簡略化するため、「輸入する貨物は全て金塊チョコレートであると偽って」、金塊を密輸しようとしたことにしている。

2 役名についての工夫

基礎演習Ⅱのゼミナールの模擬裁判では、役名を決めるにあたって、ゼミ生の出身地等を氏とし、法律用語等を名としていることが多く、今回の模擬裁判でもそのような役名を用いたものが多い。しかし、必ずそのようにしなければならないわけではなく、今回は、むしろ、ゼミ生の自由な発想に基づき、役割にまつわる役名を作ったものが目立つ。また、裁判ノ父から裁判官、箱箱舟から被告人（運び役）、舟橋湊から証人（税関職員）、千葉政治から参加人（政治家）と、役名から役割を与えられたものも目立つ。

- | | |
|------------|------------------|
| ・ 裁判官 | 裁判ノ 父（さいばんの おさ） |
| ・ 検察官 1 | 茨城 司法（いばらぎ つかのり） |
| ・ 検察官 2 | 綾瀬 平正（あやせ ひらまさ） |
| ・ 弁護人 1 | 銚子 守（ちょうし まもる） |
| ・ 弁護人 2 | 大阪 法善（おおさか のりよし） |
| ・ 被告人（運び役） | 箱 箱舟（はこ はこぶ） |

- ・ 被告人（業者社長） 稚内 航（わっかない わたる）
- ・ 証人（税関職員） 舟橋 湊（ふなはし みなと）
- ・ 参加人（政治家） 千葉 政治（ちば まさはる）
- ・ 裁判所書記官 千住 証（せんじゅ あかし）

3 地名等についての工夫

地名や社名などについては、金や財宝などに由来する架空のものとした。また、番地などの数字は語呂合わせになっていることが多い。

- ・ 被告人（運び役）箱箱舟の住所 玉の輿県玉の輿市玉の輿 8 丁目 5 番 2 号
- ・ 被告人（業者社長）稚内航の住所 玉の輿県玉の輿市玉の輿 8 丁目 7 番 1 号
- ・ 被告人（業者社長）稚内航の出身地 ルーニン帝国ハラショー市
オレノイウ通り2464番地
- ・ 被告人両名の会社 カラット貿易株式会社
- ・ 航空便名 キンキラキン航空第32便
- ・ 出発地 エルドラド共和国 首都ファ
ルニル
- ・ 到着地 玉の輿国際空港
(玉の輿県玉の輿市逆玉54番地)
- ・ 参加人（政治家）千葉政治の住所 玉の輿市城球 5 丁目 9 番 3 号
- ・ 千葉政治が金塊を所有する目的 「金塊を見る会」

4 参加人（政治家・真の所有者）千葉政治について

なお、模擬裁判は模倣裁判ではないため、事実関係は候補判例のとおりである必要はない。そこで、参加人（政治家・真の所有者）千葉政治は、収賄や談合をすることで資金を集め、その資金で金塊を購入したという疑惑があることにした。

ところが、このことは、後述のとおり、判決に思わぬ結果をもたらすことになる。

5 多数決による判決内容決定

被告人兩名を実刑とするか、それとも執行猶予付きとするかや、参加人（政治家）千葉政治が所有する金塊を没収するかどうかといった判決内容を決めるにあたっては、ゼミ生の多数決で決めることにした⁽⁴⁾。

その結果、被告人兩名を実刑とするか、それとも執行猶予付きとするかについては、被告人兩名を実刑とすべきとしたのが3名、執行猶予付きとすべきとしたのが7名となり、被告人兩名は執行猶予付きとなった。一方、参加人（政治家）千葉政治が所有する金塊を没収するかどうかについては、没収すべきとしたのが9名、没収すべきでないとしたのが1名となり、金塊は没収することとなってしまった。

これは、参加人（政治家）千葉政治に、収賄・談合疑惑があることが、ゼミ生の判断に大きく影響したためである。

五 関税法等違反事件についての模擬裁判で明らかになった問題点

1 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法について

「刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法」は、有名な第三者所有物没収事件最高裁判所判決⁽⁵⁾を受け、最高裁判所判決の翌年立法されたものである。

この法律は、没収について第三者に被告事件に参加する機会を与え、参加が許された第三者には、没収に関し、被告人と同一の権利が認められている。

この法律によれば、参加人に出頭義務はないものとされている。しか

し、今回の模擬裁判では、わかりやすくするために、参加人に意見陳述をさせている。

今回の模擬裁判で思いがけず苦勞したのは、この法律への対応である。この法律は、「応急措置法」とあるが、時代が昭和から平成、そして令和に変わった現在も、大きな改正がなく現行法として存続している。大きな改正なく存続し続けているのは、大きな不都合がないからであろうが、所有権という国民の財産権を失うかもしれないときに、国民が読んで分かりやすい手続規定になっているとは必ずしもいえないであろう。

2 裁判員制度について

今回、ゼミ生の人数が足りないために、裁判員裁判となる覚せい剤密輸事件ではなく、類似事件として金塊密輸事件で模擬裁判を実施したが、奇しくも、裁判員制度の問題点が現れてしまう結果となった。すなわち、司法への国民参加という裁判員制度の趣旨を取り入れて、ゼミ生による多数決で判決を決めることにしたのであるが、金塊の真の所有者が参加人（政治家）の千葉政治であることが明らかになったにもかかわらず、多数決の結果、金塊を没収する判決が出てしまったのである。

この模擬裁判の判決は、参加人（政治家）の千葉政治には、収賄や談合といった犯罪の疑惑があるという設定にした結果、ゼミ生が下した判断である。議員の選挙・投票行動が民主的に行われたという意味ではゼミ生の判断は正しい。

しかし、基本的人権は侵すことの出来ない永久の権利であり、それは民主主義によっても侵すことはできない。そのことを徹底させることができなかったことが反省点として残ることになる。また、刑事裁判の鉄則である罪刑法定主義の観点からも、参加人（政治家）の千葉政治から金塊を没収することはできないはずである。

実際の裁判員裁判の評議では、被告人を有罪とするためには、多数決の中に裁判官が必ず1名入っていることが必要である。その点では、今回の

模擬裁判のような判決が出ることはないともいえる。また、判決に不服がある場合には控訴ができる。その点でも裁判員裁判では制度的な担保がなされていよう。

それでも、筆者は、今回の模擬裁判で、民主主義が暴走した場合の恐ろしさを体感したのである。裁判員裁判が始まって10年以上が経ち、裁判員制度が定着しつつあるが、念のため、制度を点検することが必要ではないか⁽⁶⁾。

3 消費税・地方消費税について

(1) 税法改正について

消費税率・地方消費税率は、2019年10月から変更されているため、模擬裁判の参考判例と、今回の模擬裁判とでは税率が異なる。ところが、今回の模擬裁判の台本を作成し始めた当初は、税率変更気付かずに税額計算をして台本を作成していた。税率変更途中で気付いたため、最終的には台本に反映された。細かいことではあるが、税法に関する模擬裁判を行う際には、頻繁になされる税法改正の動向を反映させることが留意点となる。

(2) 金密輸の仕組みについて

また、平成30年度税制改正で、急増していた金の密輸に対応するための罰則の引上げがなされている。財務省関税局の資料⁽⁷⁾では、金密輸の仕組みを以下のように説明している。

「金地金の密輸は、消費税を申告・納付せずに国内に持ち込んだ金地金を国内の金買取業者（金買取店）に売却することによって、消費税額相当分を利益として獲得することを目的に行われていると考えられます。例えば、本体価格500万円/kgの金地金5kg（2,500万円）を輸入する場合、本来であれば輸入時に税関で200万円（2,500万円×8パーセント）の消費税を納付する必要があります。しかしながら、密輸を企てる者は、その消費税の納付を行うことなく、金地金を国内に持ち込みます。そうして密輸した

金地金を市中の金買取業者が消費税（200万円）込みの価格で買い取ることによって、密輸を企てる者は、この消費税相当分を利益として得ることとなります。

金地金の密輸によって得られた利益については、国外に持ち出され、新たな金地金の購入資金に充てられているようです。そして、このような金地金の密輸は、多くの場合、組織的に行われていると考えられます。

一方、金買取業者が買い取った金地金は、その後は正規の流通経路に乗ることとなり、国内需要を上回る分は輸出され、国際的な金市場に還流していると考えられます。

このような仕組みで金地金の密輸が行われているとすれば、密輸を通じて得られた利益は、犯罪組織の資金源になっている可能性があると言えます。」

上記の財務省関税局の説明は、金の密輸により利益が生じる仕組みの説明としては正しいものであろう。

（3）消費税の構造的問題

しかし、財務省関税局の説明のように、金の密輸により利益が生ずるのであれば、厳罰化によっても、金の密輸が極端に減るということは考えにくいであろう。それは、消費税が抱える構造的な問題だからである。

消費税が輸出奨励税制であり、税率を上げても税収が上がらない問題があることについては、かねてから指摘されている⁽⁸⁾。

金塊密輸と、消費税の輸出奨励税制としての性質とが合わさることにより、国富が流出する現象が起きているのである。現在コロナ禍であることと併せ、消費税を再考する時期に来ているのではないか。

六 むすびにかえて

もともと模擬裁判は多大な時間と労力を消費するものである。加えて、今回の模擬裁判は、覚せい剤密輸事件と類似するとして選んだ金塊密輸事

件であったが、両者は似て非なるものといっても過言ではないものであった。それゆえ、多岐にわたる問題点が浮上してしまい、ひとつの論点を深く掘り下げていくことができなかった。結局、コロナ禍により対面授業がほとんどできなかったこと等と相俟って、例年以上に苦勞したものとなった。

しかし、模擬裁判は、主体的学習、アクティブラーニング、主権者教育に資するものである。また、筆者は模擬裁判を始めて間もなく10年になるうとしており、模擬裁判が蓄積しつつある。今回の模擬裁判の経験を活かし、引き続き模擬裁判を実施したいと思う。

注

- (1) 詳細は、大久保輝「法律上の争いのある論点についての模擬裁判」中央学院大学人間・自然論叢50号(2021年)67頁。
- (2) 大阪高判平成30年5月25日判タ1456号127頁。
- (3) 大阪高判平成29年6月8日判時2362号132頁。なお、原審は、大阪地裁堺支部判平成28年11月8日判時2362号136頁である。判例評釈として、今村隆・ジュリスト1513号(2017年)10頁、大高由美子・税理61巻4号(2018年)117頁がある。
- (4) この方法は、本学出身で日本大学講師であった杉山和之志學館大学准教授が、2012年の本学オープンキャンパス模擬裁判を行うにあたって協力いただいた際に、模擬裁判傍聴人にも裁判への参加を促すため、判決内容を模擬裁判傍聴人の挙手で決めることを提案してくださったものに着想を得ている。杉山准教授に改めて感謝申し上げる。
- (5) 最判昭和37年11月28日刑集16巻11号1593頁。判例評釈は多数存在するが、さしあたり、笹田栄司「第三者所有物の没収と告知・聴聞-第三者所有物没収事件」憲法判例百選Ⅱ(7版)(2019年)238頁参照。
- (6) 本学教員が裁判員制度を批判したものとして、山本晶樹「裁判員制度の問題性」中央学院大学法学論叢25巻1・2号(2012年)29頁、矢次真「裁判員法における国民とは何か」中央学院大学法学論叢24巻1・2号(2011年)61頁がある。
- (7) 財務省関税局「ストップ金密輸 緊急対策」(平成29年11月7日)。
https://www.customs.go.jp/mizugiwa/gold/20171107_gold01.pdf
- (8) 消費税が輸出奨励税制であることを指摘するものは数多くあるが、具

体的な数字をあげて指摘するものとして、湖東京至「消費税（輸出還付金）を貰い続ける巨大企業」税制研究71号（2017年）29頁。